

いろ増えているので、そういう人たちをみんな年金の恩恵に浴するようによしようと、そういうよいいいことが書いてあるのですけれども、そういう意味で言いますと、そこでの支え手というのは加入者というかそういう意味になるわけですね。

でも、その後からは、支え手というのは今の年金財政を何とか苦しいので収入を増やすためのその手段だと。あるいは年金財政を安定化させるための支え手だと、そういう発想が非常に強いと思うんですが、それは私は間違いだと思うんですね。ですから「支え手」という言葉はかなり広まっているようだけれども、ぜひこの言葉はやめなければいけないと。非常に誤解を招くだけで、かえって不安を招くものではないかと思うわけですね。ですから、その点、まず基本的なこととして考えていただきたいということです。

それから、もう一つ、今、支え手の中で女性とかパートタイマーの問題、高齢者の問題が両方あるのですけれども、私、議論をするときに方向としては正しいのですけれども、基本的な考え方が違うと思うんですね。二つの高齢者の問題と女性やパートタイマーの問題は全然違うところから出てきている問題だと思うんです。今の年金制度の基本的な考え方は30年とか40年前に出てきているわけですが、そのときの社会を反映してできている制度なわけです。その頃は、家庭は男が働き手で主婦は家庭を守っているということで、家族がいて、夫が所得を得てそれで家族を守る。かつ40年ぐらい前ですと、まだ今とは就労形態や何か、あるいは仕事が違いますから、むしろ肉体労働や何かを中心であり、また、高度成長時代ですから、みんな一生懸命働かなければいけなかった。何とか早く楽になって、老後はのんびりと暮らしたいと、それが40年前のモデルだったと思うんですね。

ところが今のように仕事や何か全然違ってきて、肉体労働からもっと頭脳労働が出てきている。あるいはいろんな情報技術の進歩で在宅勤務などもできる。いろいろそういう変化が出てきているわけです。そうすると何とか仕事を一定の年になったらやめて、仕事をしないで済ませたいという、そういうモデルというのは違うと思うんですね。むしろ今は比較的楽になった仕事もいっぱいあるわけですし、みんな仕事をしながら社会に貢献して、それでかつ所得を得ていたい。だから年金なんかなくてもいいという人もいっぱいいるわけですね。

そういうことで非常に多様化してきているのに、今の年金制度は、40年前の状況を考えて、みんな老後になったら働きたくない、そういう人ばかりだという、そういう精神だと思うんですね。ですからその辺を変えないと非常に制度が複雑になるだけだと思うんです。ですから高齢者の問題についてもいろんなケースが書いてありますけれども、基本的なモデルが変わったのにもかかわらず形だけで、今の制度を前提として対応していこうとする

からこういう複雑なことになってしまうと思うんですね。

そういう意味で言いますと、先ほどの堀委員と翁委員が言われたように、例えば65歳を過ぎたら、何歳から受け取るかは自由にするとか、あらかじめ申告しておくとか、そういうようなことが必要だと思うんですね。

それから、もう一方で、女性とかパートタイマーの問題が、今までは女性がなかなか働く機会が何十年も前はなかったわけですが、それが社会の環境が整備されたり、あるいは保育所なども増えて働けるようになった。あるいは情報化が進んで家庭でも働けるというようなことで女性の社会進出ということが可能になったし、また障害者の人も肉体労働だけではないということで働けるようになったわけですね。そういうことで、今まで年金制度の恩恵に浴さなかった人が、年金制度に浴せるようになったということで、高齢者の問題と女性とかパートタイマーの問題は全然別のところから出てきているものだと思いますね。

そういうものを支え手を増やすというような、非常に消極的なというか、保険料を確保することによって年金財政が安定するのだという、そういうような非常に近視眼的な発想でとらえるのはおかしいと思うんですね。ですからぜひ40年、50年前の年金制度と今の年金制度は違うべきものだと、そういうような発想で整理しなければいけないのではないかとこのように考えているわけです。

それから、少子化の問題ですけれども、これは翁委員が言われたことと私全く賛成なのですが、少子化が進んでいる原因の一つは、主婦が子どもを持つと仕事ができないとか、大変だとか、そういうことがあると思います。もう一つは、将来の不安ということがあるわけですね。これは1960年代とか70年代のヨーロッパで起こったことだと思うんですけれども、将来が不安なので子どもを持たない、そういう面が非常に強いわけですし、そういうところを断たないといくらやってもだめだと思うんですね。ですから年金制度でもって少子高齢化を解消するとか、その解消に役立つというのには、翁委員が言われたのと同じですけれども、それは間違いであって、やはりニュートラルであると、せいぜいそこまでが年金の役割ではないかと思うわけです。

ちょっと雑然と述べましたけれども、また後できちんと整理して出したいと思っておりますけれども、問題提起だけさせていただきます。

○ 矢野委員

支え手の問題でございますけれども、短時間労働者の問題にいたしましても、高齢者の問題にいたしましてもいろいろな角度での論点が出されておりますが、定性的な議論だけ

でなくて定量的な議論が必要だと思います。その中で大事なことの一つは何人かの方がご指摘されましたけれども、一方で保険料収入が増えるけれども、支出も増えるという、そういう相関関係の中で、一体年金財政が長期的にどうなっていくのかということについて、これはなかなか難しい問題でありますけれども、できるだけ努力して定量的な検証をして、そして論議をすることが必要なのではないかと考えております。

例えば短時間労働者の問題にいたしましても、個別には、1号被保険者とのバランスとか、保険料の負担が増える人の理解、税制との関係、就労調整の問題も現実には私はあると思うんです。あるいは医療保険との関係とか、随分いろいろ各論的に議論しなくてはならないことがあります。部分最適ではなくて、全体最適という観点から収入と支出の関係、これを定量的にとらえながら論議していくことが必要だと思っています。

それから高齢者の雇用の問題ですが、これは女性の活用と同じでございまして、社会的にも個人的にも、あるいは雇用する企業の立場からも、これは発展していかなくてはいけないと思っています。そういう意味で、働く人がもっと増えていくということの中で、支え手の関係をどうするかということですが、これまた同じように、財政的にどうなっていくかということを考えていくことが大事ではないかと考えております。

次世代支援の問題ですが、少子化対策がこれからの日本の国にとって最も重要な課題の一つであることは十分承知してございまして、どうしたらいいかということは考えていかなくてはいけないのですが、どうやって進めるかということについて、必要な財源は年金の被保険者ではなくて老若男女を含めた国民全体で支えるべきではないかと私は考えております。公的年金制度の持続可能性自体に大きな不安、問題がある現状では、その問題に真っ正面から取り組むことが必要ではないかということとございまして。育児支援という点では、年金制度の枠組みの中での経済的直接的支援というよりも保育サービスの充実や働くことと育児の両立というような、そういう社会基盤の整備というところに力を注ぐべきではないかと思っております。その点では前回の井手委員の考え方に私は賛成したいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。近藤委員。

○ 近藤委員

未加入・未納対策についてですが、日本においては、社会保障番号が無くともカードも作ることが可能ですし、銀行口座も開設できると言うことになっており、社会の仕組みを変えなければ完全にはなりません。しかし、国民健康保険と国民年金の保険料徴収事務を一本化することは可能ではないか、同じ省内のことですから早急に検討していただきたい。

もう一つ、先ほどの堀先生のレポートにもありました奨学金の問題、「皆奨学金」というのはあまり賛成ではありませんが積立金の0.5 %位なら、事務費コストのみ加え利息ゼロでやることを考えて良いと思います。ただこの場合に未加・未納者の子弟は権利がありませんという条件を国民に幅広く知ってもらうことが必要でしょう。1,200 ~1,300億円ありますと月に10万円でも何万人もの方々に利用可能と思います。何か新たな仕組みを作らないと過去において不信感を助長するようなことがいろいろな局面で出されていましてこの流れを変えるのはたいへん困難であります。これを変えるには社会全体でもう一度義務であるということを徹底するとともに入っていなければ損だという仕組みを作る必要を感じております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。大山委員。

○ 大山委員

先ほど「支え手」という言葉についてお話がありましたので、この言葉をどういうふうにするかということは年金の役割という点からも検討を要することかもしれませんが、問題提起として「支え手」ということになっておりますので、当然女性や短時間労働者、高齢者の問題があるのですが、同時にあわせて、いわゆる5人未満の個人事業主、ここがいわゆる厚生年金としては任意になっているというあたりについて、年金の役割からいった場合に、一定の年齢とともに主たる収入がなくなった場合に、そのときの生活をどうするかという年金の役割があるわけですから、そういう点では、自営業者とサラリーマンの共通のものをきちんとつくり上げていくという議論も必要だと思いますけれども、同じ雇われて働いている者が、企業の保護のあり方の違い、いわゆる法人か個人かということによって違いがあるということは、「支え手」ということにも関連しますけれども、年金の役割からいった場合には、今議論になっている支え手の場合にそこが一つの論点になるのではないかと思いますので、今後の意見交換の中では、事務局から示された、あくまでもこれは例えということなので、論点の中にその部分も入れていただきたいと思います。

それから、もう一つの方の問題につきましては、確かに未加入・未納という問題が提起をされていますが、免除者。免除者についてももう少しいろんなシステムをつくりたいということの一つの方向性もあるのではないかと問題提起がされていますけれども、免除者がこれから一体どうなるのかという問題について、今後の見通しも含めて考えた場合には、確かに現状では、資料的には未加入者・未納者ということですが、免除者がこれから増えるという問題があれば、当然そのところについてはもっと別な考え方も論点

として入れて、この未加入・未納対策ということについても検討いただきたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。山崎委員最初に、それから若杉委員。

○ 山崎委員

意見につきましては、次回できればペーパーを用意させていただきたいと思います。今日のご説明いただきました資料に関連して、質問というよりも追加の資料をお願いしたいと思います。

1点は、参考資料の14ページに非常に興味深い表が載っております。60歳台前半につきまして、就業者が392万、失業者が34万、非雇用の就業者は134万人となっております、いわゆる被用者が合計しますと258万人です。そのうち被用者年金が適用されていない雇業者が99万人でありまして、つまり被用者の中で被用者年金が適用されていない者が4割近くいるということになります。これは純粋なパートか5人未満の事業所に勤めている人ということになりますが、常識的に考えて余りにも多いという感じがいたします。

これは今後短時間労働者への適用拡大ということが大きな課題になっておりますが、現状では、本来厚生年金、健康保険も同様ですが、その適用を受けるべき人が、あるいは事業所が相当適用漏れになっているのではないかという問題意識を持っております。結果的に被用者年金で引き受けるべきところから適用漏れがあって、それが国民年金の1号の適用対象になっている。つまり職域で適用ができない人を1号として引け受け、また、かなりの人が未納者になっているということで、これは国民年金の未加入・未納者対策とも一体の問題だと思っております。

そこで、そういう問題意識からしますと、この14ページの表と同じようなものを20歳から60の年齢層の人についてつくっていただいて、就業人口が幾らで、雇用労働者が幾らで、そのうち常雇いとその他が幾らで、さらに厚生年金、共済年金の被保険者が幾らで、あわせて雇用保険の被保険者が幾らというものも出していただきたいと思います。短時間労働者に対する適用は雇用保険の方が進んでおりますから一つの参考になると思います。

それともう一つは、現実には雇用保険が適用されていて、健保、厚年が適用外というものではないかと思っております。ただ、雇用保険と健保、厚年の適用事業所、適用対象というのは労働時間等の要件が違う。雇用保険が事業主は被保険者でないということもありますが、大ざっぱに厚生年金、健康保険の適用の実態がわかるのではないかと考えております。ちょっと面倒な作業ですが、できたらお願いしたいという気がします。

今個人に着目して整理していただきたいと思います。と申し上げたのですが、事業所単位でも同様な

データがあれば出していただきたいということでもあります。問題意識といたしましては、サラリーマンと自営業者の老後保障の必要性は違うのではないかとということですが、それに対してそうであれば、被用者は被用者グループできちんと完全に適用すべきだということでございます。

それから、2番目に、国民年金・第1号被保険者の職業構成あれば、推計でも結構ですが、出していただきたいと思います。国民健康保険の被保険者について見ますと世帯主の職業構成がわかっておりまして、非常に被用者が多い。今や農業・自営業者よりもサラリーマンの方が多く国民健康保険に入っているという状況があります。これはそういう国保の状況からしますと、健康保険の適用漏れが相当あるということをおうかがわせる数字であります。

3点目ですが、次世代育成支援という観点でございますけれども、ドイツの介護保険で子どもがいる人といない人で介護保険料が同じになっている。それについて違憲判決が出たそうでございます。つまり子育てに配慮していないドイツの介護保険料は憲法違反であるということでございます。詳しくは私知っておりませんが、ドイツというのはいろいろ比較対照されて、日本の特に厚生年金に近い制度をとっているということ参考にされているのですが、次回紹介していただければと思っております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

幾つか今資料の要求がございましたが、これは2週間ぐらいですが、もちろん来週できなかつたら出ませんということではありませんけれども、できるだけ努力するようにお願いいたします。若杉委員、簡潔に。

○ 若杉委員

ごく簡潔に。未加入・未納の4ページなんですけど、4ページの一番上に3行ほどの文章がありますけれども、この文章の趣旨は、保険料を納めていない人は多大な迷惑をかけているという、そういう発想なのですけど、先ほど近藤委員がちょっとおっしゃっていましたが、私はそうではなくて、ちゃんと入らないと自分が損するのだよと、そういう教育が大事だと思うんですね。ですから、ここで未加入者・未納者を増やさないために教育をやるのだということを言っているわけですが、そのときにこういう消極的な言い方ではだめなのであって、入らないと自分が損しているのですよと、そういう強調の仕方で勧誘していくべきだと思うんですね。実際そのために年金制度があるわけですから、また、そういう魅力のある制度にしなければいけないと思います。

それから、さっきのことでちょっと言い忘れたのですが、同じページの①に、国民年金は20歳以上～60歳未満ということで書いてありますが、この60歳ということももっと弾力的にすべきだというのは私の意見ですが、もう一方で、20歳というのも弾力的にすべきで、例えば今のように、20歳になれば学生でも、学費を払っているのに保険料を納めるというのはおかしいわけですし、仕事を始めから納めるようにすればいいし、逆に20歳未満であっても仕事をしていれば納めるという、そういうようなもっと弾力的な制度にすべきではないかと思います。

○ 宮島部会長

矢野委員、なるべく簡潔にお願いいたします。

○ 矢野委員

はい。未納者対策なのですが、この資料を見ますと督促をいろいろな形でやって徴収に結び付けるということが書かれています。これはこれで結構なのですが、国民年金法を読みますと、督促だけではなしに、国税滞納処分の例によって処分をすとか、あるいは滞納処分が差押さえまで含んだことだと思うのですが、延滞金をとるとかいろいろな措置があるわけですが、こういう一種のペナルティーがどういうふうに行われているのか、これを次回で結構ですからご説明をいただきたいと思います。

教育の点なんですけれども、言ってみれば国民皆年金という以上は保険料の支払いは納税と一緒に、国民としての義務なのだとということをもっと強く教育すべきだと思いますし、先ほど触れたことにも関係しますが、義務を果たさない者に対してはペナルティーがあるのだということをきちんと教育し、国民に徹底すべきだと思います。自主的に保険料を納めてもらうということは大事であります。一歩進んだ姿をはっきり国民に示すべきだと私は思います。

○ 神代部会長代理

先ほど若杉委員から、「支え手を増やす」という考え方についてのコメントがあったのですが、今日の説明資料の中で、次世代育成以外のパート、高齢者、在老に関しては、私が責任を負わされている研究会から出したものが素案になっていますので若干気になりますので、確かにいろんな問題があることは承知していますが、基本的に支え手を増やすということで、今日説明された考え方がそんなに間違っていないと私は思って出したつもりなんです。

ちょっとご批判のご趣旨が、伺った範囲では、私ほとんど理解できないので、恐縮ですが、コメントを文書でいただけるそうですから、今日の資料、研究会の会合もオープンで

やっていますから、もっと詳しい資料がたくさん出ていますので、それもよくご検討いただいて、誤解に基づくご発言もあるのではないかと気がしますので、少し慎重にご検討いただきたいと思います。

それと、40年前の思想に基づいているというようなこととのつながりがどうもよくわからない。最近10年以上の変化が非常に激しいので、それに対応する措置として案は出されていると思うのですが、年金制度と雇用制度のずれがあるのかもしれませんが、よろしく。

○ 宮島部会長

今日、今井委員と堀委員のペーパー及び事務局の説明の中でいろいろ議論していただきまして、かなり基本にかかわる問題もありますが、これはもう少しご意見としてまとめて出していただきたいと思います。それと同時に、資料として、徴収制度については、私も聞いていて少し資料不足かなという気がいたしました。どういう実態になっているかというのはわかりますが、今言ったように、徴収の事務がどういうふうに行われて、執行や罰則が法律の上でどういうふうになっていて、実際徴収の上でそういうことをやっているかどうかということも知っておきたいと思います。若干徴収制度については、次回資料を補完していただきたい。

今回たしか雇用保険料と、これは前から課題になっていた徴収の一元化ですか、統合ですか、その話はもう始まっているはずだと思いますので、それについてもご報告いただいた方がいいのではないかと思います。

それから、山崎さんから制度の適用範囲のことで幾つか漏れが、うまく解釈できないような問題が、これは大山委員からも質問がありましたけれども、事業所自体が適用除外とか任意加入になっている問題であるとか、それも含めて少し実態を把握していただきたい。

それから、神代委員から、先ほど質問がありましたように、単身高齢の女性世帯の問題が少し出てまいっております。ほかにも幾つか資料要求的なものが出てまいりましたので、意見・議論については、改めて議論することにいたしまして、とりあえず資料についてはそういう点で補充をお願いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、今回は積立金の運用問題ということで、やや金融的な話を議論していただくことになりますが、それ以外に追加的な論点なり、事務局に資料の作成なり、求めるようなもので、今その点でご意見ございますでしょうか。

それから、これは、特に新しいこと言っているのではないのですが、今日聞いていて、特に支え手を増やすとかその論点で少し企業側の考え方、もちろん若干触れてあるけれど

も、事業主が一体どういう考え方を持っているのかが弱いというか余り触れてないのが一つ。

もう一つ、全体の議論が少しドメスティックかなど。海外との関係、国際化している状況の中での議論の仕方が少し抜けてないかという気がしているのですが。それは別にそれだけで単独なテーマになるというわけでは必ずしもありませんけれども、少し全体にかけて事業主側の対応問題と、もう一つ、国際的な枠組みの中でこういう制度を考えたらうまくワークするかどうかとか、そういう話が少し抜けているかなという気がしています。それは別途、事務局に私からそのことを少し話しをして、場合によっては次回少し資料を拡充してもらいたいと思っています。

それでは、時間が少し過ぎてまいまして、本日の会議はこれで閉じさせていただきますが、最後に事務局から事務連絡的なことがありましたら、お願いいたします。

○ 高橋総務課長

最初に申し上げましたように、テーマといたしましては、次回は年金積立金のあり方についてご議論いただきたいと思います。それから、今日多くの資料のお話がありましたので、その点、次回までに間に合うものについては作成をいたして提出をしたいと思います。もちろん簡単な資料的なものについては事前にもかなりお話もしておりますので、次回は簡単な説明にとどまるものは資料提示だけにとどめたいと思います。

それから、本日、年金体系のあり方、給付と負担のあり方についてご議論もいただく予定にしておりましたが、その辺、時間の関係上できませんでした。次回は、年金積立金のあり方と、前回の議論の追加ということを中心にしてご議論お願いしたいと思います。

次回は9月26日10時からでございます。今日と同様に、この場所、霞が関ビルの東海大学の校友会館にての開催を予定をいたしております。

○ 宮島部会長

それでは、長時間どうもありがとうございました。